平成２１年（フ）第２３３号
秋田県潟上市天王字二田29番地34
債務者　佐々木輝子
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２３８号
秋田市土崎港北３丁目６番28号
債務者　木曽ルリ子
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１８５号
福島市下鳥渡字新町23番地の３　ビバリーヒルズＢ棟101
債務者　陳野原　修
1　決定年月日時　平成21年６月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第１８６号
福島市下鳥渡字新町23番地の３　ビバリーヒルズＢ棟101
債務者　陳野原美紀
1　決定年月日時　平成21年６月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第２６号
新潟県佐渡市三川2160番地
債務者　本間　延行
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
新潟地方裁判所佐渡支部

平成２１年（フ）第２７号
新潟県佐渡市吉井本郷519番地
債務者　菊池　　恵
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
新潟地方裁判所佐渡支部

平成２１年（フ）第１８１号
長野市若穂綿内8477番地
債務者　松木　　修
1　決定年月日時　平成21年６月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２００号
長野市大字川合新田370番地４
債務者　前田　信之
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２０１号
長野市大字川合新田370番地４
債務者　前田　由里
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４７号
三重県四日市市采女町1621番地５
債務者　久保田恭代
1　決定年月日時　平成21年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第１５０号
三重県桑名市大字大仲新田453番地３　雇用促進住宅２棟204号
債務者　高木　信二
1　決定年月日時　平成21年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第１５５号
三重県桑名市吉之丸68番地
債務者　渡部　　綾
1　決定年月日時　平成21年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第１５６号
三重県四日市市あさけが丘３丁目１番地59
債務者　東　真理子
1　決定年月日時　平成21年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第４０７号
兵庫県尼崎市南塚口町３丁目２番15号メゾン塚口205号、前住所兵庫県伊丹市安堂寺町４丁目53番地の７
債務者　樋渡喜代子
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第４８９号
兵庫県西宮市北昭和町９―36　メイプル西宮301号、住民票上の住所兵庫県西宮市上大市４丁目18番53号
債務者　上野多恵子
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第４９０号
兵庫県西宮市与古道町２番34―504号、住民票上の住所兵庫県西宮市津門大箇町５番40―207号
債務者　阪本　郁子
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第４９１号
兵庫県尼崎市尾浜町１丁目30番14号
債務者　井手　雅幸
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第５１２号
兵庫県尼崎市杭瀬南新町４丁目９番４号
債務者　北村　道一
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係